

山口労基発 0916 第 1 号
令和 8 年 9 月 16 日

関係機関の長 殿

山口労働局労働基準部長
(公 印 省 略)

「インターネット等を介した e ラーニング等により行われる労働安全衛生法
に基づく安全衛生教育等の実施について」の改正について

平素から労働安全衛生行政の展開につきまして格別の御協力を賜り厚く感謝申し上げます。

さて、「インターネット等を介した e ラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施」につきましては、「インターネット等を介した e ラーニング等により行われる労働安全衛生法に基づく安全衛生教育等の実施について」（令和 3 年 1 月 25 日付け基安安発 0125 第 2 号・基安労発 0125 第 1 号・基安化発 0125 第 1 号。以下「e ラーニング通達」といいます。）により、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 59 条第 3 項に規定する安全又は衛生のための特別の教育以外の厚生労働省がカリキュラム等を定める労働災害の防止のために必要な安全衛生教育及び研修に関して、インターネットその他の高度情報通信ネットワークを利用して行う通信制の職業訓練等を実施する際の基本的な考え方及び留意事項が示されているところです。

今般、労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律（令和 7 年法律第 33 号。）並びに労働安全衛生法及び作業環境測定法の一部を改正する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令（令和 8 年厚生労働省令第 116 号。）がそれぞれ令和 7 年 5 月 14 日、令和 8 年 7 月 29 日に公布されたことに伴い、e ラーニング通達が別添のとおり改正されましたので、御了知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

なお、関係法令及び関係通達につきましては、お手数をおかけいたしますが、以下の URL または二次元コードから御確認いただきますよう、重ねてお願い申し上げます。

【URL】

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-1/hor1-1-1-6-0.htm>（労働安全衛生法第 59 条）

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/an-eihou/index_00001.html（令和 7 年法律第 33 号及び令和 8 年厚生労働省令第 116 号）

<https://www.jaish.gr.jp/anzen/hor/hombun/hor1-62/hor1-62-2-1-0.htm>（e ラーニング通達※改正前）

【二次元コード】



（労働安全衛生法第 59 条）



（令和 7 年法律第 33 号及び
令和 8 年厚生労働省令第 116 号）



（e ラーニング通達※改正前）